

奈良県告示第三百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十六年二月二十日現在の地番による。）
生駒郡斑鳩町龍田南五丁目五八〇番三、五八〇番五の一部、五八一番二の一部、五八二番四、六一五番六の一部、五八〇番三地先里道、五八〇番五地先里道及び五八二番四地先里道
- 二 申請者氏名 株式会社松尾商店 代表取締役 松尾徹也
- 三 申請者住所 大阪市西区北堀江二丁目一九番八号 四ツ橋KMビル
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 四九・八四メートル
- 六 指定年月日 平成二十六年二月二十七日
- 七 指定番号 郡土第二五〇七号